

# 平成 31 年度 相模原青陵高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立相模原青陵高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として次の通り不祥事ゼロプログラムを定める。

## 1 実施責任者

相模原青陵高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭がこれを補佐する。

## 2 目標及び行動計画

課題 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知徹底）

取組 教育に関わる公務員としてのより高い意識の育成を図る。

目標 公務外非行ゼロを実践する。

行動 根拠となる法規等を確認するとともに、事故例等を取り上げた研修会を実施し遵法意識を向上させる。

課題 セクハラ・パワハラ・わいせつ行為の防止

取組 情報収集に努めると共に、人権感覚を磨き規範意識の向上を図る。

目標 セクハラ・パワハラ・わいせつ行為ゼロを実践する。

行動 相談や報告がしやすい職場環境を整え、風通しのよい職場づくりをする。セルフチェックや人権感覚を磨くための研修会を実施し、人権尊重の意識を醸成する。

課題 体罰及び不適切な指導の防止

取組 人権感覚を磨き適切な指導體制の確立と職員個々の指導力の育成を図る。

目標 人権研修を行い人権感覚の更なる育成を図る。

行動 人権研修の実施と情報の収集に努め、複数指導體制での生徒指導を図る。教員一人ひとりが、指導方法についての振り返りを行い、指導力向上をさせるとともに、アンガーマネジメントを身につけ、防止に努める。

課題 進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止

取組 調査書、推薦書の記載事項及び推薦基準の点検体制の周知徹底を図る。

目標 調査書、推薦書の発行ミスゼロを実践する。

行動 推薦入試等についてマニュアルをふまえた募集条件の点検体制を確立する。募集要項のダブルチェックを行うとともに、書類発行手順の順守により、事故防止の徹底を図る。

課題 生徒指導要録・通知表の作成、成績処理に係る事故防止

取組 生徒指導要録・通知表作成・成績処理における点検体制の周知徹底を図る。

目標 生徒指導要録・通知表の転記ミスゼロ及び適正な成績処理を周知徹底する。

行動 各種マニュアルの順守とチェックにより、記載事項の確認を徹底する。成績関係書類の保存と廃棄について徹底を図り、適切な文書管理に努める。

課題 個人情報の管理と情報セキュリティ対策

取組 携帯電話への適正な個人情報登録についての周知徹底を図る。

目標 携帯電話に登録した個人情報管理についてのセキュリティ対策を行う。

行動 個人情報持ち出し簿の管理を徹底するとともに、個人情報管理及び使用後の廃棄確認を確実にを行う。また、個人情報の持ち出し等に関する一斉調査を定期的実施し、情報管理を徹底する。

課題 交通事故・交通違反の防止  
取組 交通安全活動の実施により自己の交通安全意識の向上を図る。  
目標 積極的な交通安全活動に取り組むことで自らの安全運転や法令遵守の意識の向上を図る。  
行動 保護者、警察、交通安全協会と連携した交通安全活動の機会を増やすとともに、啓発資料・事故事例を参考に、安全運転や法令遵守の意識の向上を図る。

課題 業務執行体制の確保  
取組 情報の共有と点検体制の確認及び業務の継承を図る。  
目標 業務協力体制の確立と情報の共有を図るとともに、業務の継承について整理を行う。  
行動 職員間の情報共有、相互チェック体制、業務協力体制の構築を図る。また、業務マニュアルを整備し、業務の可視化と整理を組織的に行う。

課題 適正な会計処理と事故防止  
取組 私費会計処理の手順を周知し点検を確実にを行う。  
目標 諸規定を周知し適正な私費執行と現金管理を行う。  
行動 「会計事務処理の手引き」を活用し、適正な会計処理を実践する。また、会計伝票等の流れを明確にし、文書の整理・管理を徹底する。担当を複数配置とし、チェック体制を整え、事故防止に努める。

### 3 検証

#### (1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、令和元年10月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和元年12月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

#### (2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、令和2年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和2年2月中に補完措置を行う。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

#### (3) 最終検証

年度末の3月に平成31年度の実施状況を確認し、最終検証、全体評価を行う。

### 4 実施結果

3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめ、新校のHP等により令和2年度当初に公表する。

### 5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議においてこれを行う。